

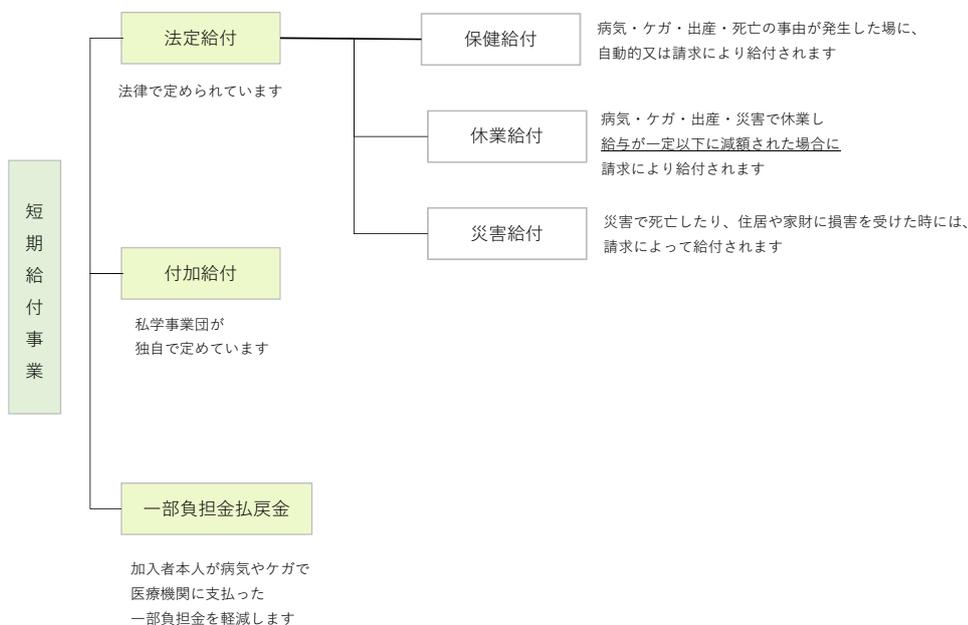
給付金等について

私学共済制度の加入者や被扶養者は、いろいろな給付を受けられます。

ここでは、病気やケガをしたとき、結婚や出産をしたとき等ケース別に関連のある給付をまとめて説明しています。

短期給付事業について

短期給付は、法律で定める保健給付・休業給付・災害給付と、これらの法定給付を補足する付加給付及び一部負担金払戻金からなり、加入者と被扶養者の病気やケガ・出産・死亡・休業（被扶養者は除きます）・災害などに対して給付を行います。民間企業に働く人が加入する「健康保険」に相当する事業です。



結婚給付

私学共済 加入者(任意継続加入者を含みます)が結婚すると、結婚手当金が支給されます。支給額は、80,000円です。加入者同士が結婚したときは、双方の加入者に支給されます。

佐野学園 勤続年数5年未満：20,000円、5年以上：30,000円支給されます。

出産費／家族出産費

私学共済 私学共済加入者が出産したときには出産費が、また私学共済加入者の被扶養者が出産したときには家族出産費が支給されます。(多胎児を出産したときには、出産がその出産児数だけあったものとして支給されます。)

| | 出産費または家族出産費 | 付加金 |
|--------------------|---------------|--|
| 産科医療補償制度の対象分娩であるとき | 1児につき420,000円 | 出産費付加金 家族出産費付加金として、 1児につき50,000円 |
| 産科医療補償制度の対象分娩でないとき | 1児につき408,000円 | |

【申請時期】 出産予定日の2ヶ月前以降

育児休業給付金

国の制度 (雇保法)

1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、当該休業期間中は給与が支給されません。経済的な支援のため、雇用保険から育児休業給付金が支給されます。

| | 支給対象期間（1か月）当たりの支給額 |
|-----------------|--------------------|
| 育児休業の開始から180日まで | 休業開始時賃金日額×支給日数の67% |
| 育児休業の開始から181日以降 | 休業開始時賃金日額×支給日数の50% |

《受給するための条件》

- 1歳未満の子どもを養育するために休業した期間（一定の条件により、1歳2ヶ月、1歳6ヶ月、2歳まで）に対して支給。
- 雇用保険に加入している月が、休業開始前の2年間で、12ヶ月以上あること。

介護休業給付金

国の制度 (雇保法)

介護休業を取得し、支給対象となる同じ家族の介護について、93日を限度に3回までに限り、介護休業給付金が支給されます。

| （支給額） | 支給対象期間（1か月）当たり |
|-------------|---------------------------------|
| 介護休業給付金の支給額 | 休業開始時賃金日額×支給日数×67%（ただし、最長93日まで） |

（*）支給対象となる家族の同一要介護とは

条件1：負傷、疾病又は身体上もしくは精神上的の障害により、2週間以上にわたり常時介護

（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること）を必要とする状態にある家族を介護するための休業であること。

条件2：被保険者がその期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申出を行い、

これによって被保険者が実際に取得した休業であること。

対象となる家族：一般被保険者の「配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む）」

「父母（養父母を含む）」「子（養子を含む）」「配偶者の父母（養父母を含む）」「祖父母」「兄弟姉妹」「孫」

《受給するための条件》

- 雇用保険に加入している月が、休業開始前の2年間で、12ヶ月以上あること。
- 休業期間中の就業日数が10日以下である（とともに、支給単位期間における休業日が1日以上）であること。
- 介護休業期間中の1か月ごとに、休業開始前の1か月当たりの賃金の8割以上の賃金が支払われていないこと。
- 同一の対象家族について介護休業給付金を受けたことがある場合であっても、要介護状態が異なることにより再び取得した介護休業についても介護休業給付金の対象となるが、同一家族について受給した介護休業給付金の支給日数の通算が、93日までであること。

その他休業手当

私学共済

私学共済加入者が災害・結婚・葬祭・家族の病気をケガ・出産などで欠勤し、報酬が減額されたときに支給されます。

支給対象となる事由等

| 支給される事由 | 支給される期間 | 支給される額 |
|-----------------|---------|---|
| ・被扶養者の病気やケガ | 欠勤した期間 | 1日につき標準報酬日額の60%から学校法人等で支払った報酬を差し引いた金額（土日は支給対象外） |
| ・配偶者の出産 | 14日以内 | |
| ・加入者や被扶養者の不慮の災害 | 5日以内 | |
| ・加入者の結婚 | 7日以内 | |
| ・配偶者の死亡 | 7日以内 | |
| ・被扶養者等の結婚・葬祭 | 7日以内 | |

傷病手当金又は出産手当金に該当する期間は支給されません。

休業の場合のみです。